

## 第1章 総則

### 第1節 計画の位置付け

この計画は、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「計画本編」という。）第2章第4節に定める「退避等措置計画」であって、ニセコ町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定める。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて計画本編とともに見直しを行う。

### 第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定める。

なお、情報連絡、住民等の屋内退避や避難、被災者生活に対する支援等の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性に基づく対応を図りつつ、原子力災害対策の特殊性を考慮した計画とする。

## 第2章 退避等措置計画の基本的事項

### 第1節 退避等の目的及び基本的な考え方

#### 1 退避等の目的

原子力災害が発生した場合、住民等が受ける可能性がある放射線被ばくからの保護、又はそれをできるだけ低減するため、必要に応じ退避等の防護対策を講ずる。

#### 2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがある。外部被ばくに関しては、大気中を移動し、地上に降下した放射性物質により被ばくすることから、線源からできるだけ距離を隔て、放射線を遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とする。また、内部被ばくに関しては、大気中に浮遊している放射性物質を含む空気を吸ったり、接触したりすることにより、また、食物、ミルク、飲料水等の摂取を通して体内に入ることにより被ばくすることから、体内に取り込まないように必要な防護対策を講ずることを基本とする。

### 第2節 緊急事態区分及び判断基準

泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分及び判断基準については、国が定める原子力災害対策指針によるものとし、次のとおりとする。

なお、事態の進展によっては、全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条の原子力緊急事態）に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることから、迅速に次の緊急事態体制に移行できるよう、事前の準備や訓練をしておくことが必要で

ある。

1 警戒事態（警戒事象の発生通報）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急なものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、災害時要援護者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

2 施設敷地緊急事態（原災法第10条に基づく特定事象の発生通報）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、災害時要援護者等を対象とした避難を実施しなければならない。

3 全面緊急事態（原災法第15条に基づく内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

4 具体的な基準

原子力規制委員会が示す緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の枠組みの内容は、別添1（24ページ）のとおり。

### 第3節 緊急事態における防護措置等

1 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた町の防護措置等については、次のとおりとする。

(1) 警戒事態（警戒事象）

体制整備	○要員参集（第1非常配備） 総務課、企画環境課、農政課、商工観光課、建設課、上下水道課の課長・参事、防災担当者、広報担当者、モニタリング担当者 ○情報収集、連絡体制 事故情報、モニタリング情報、気象情報等の収集 行政区域内情報の収集及び町内巡視 国・道・電力事業者・関係町村、庁内各課との連絡体制を構築
情報提供	○住民等への情報伝達

	<p>事故情報の広報による住民等へ注意喚起</p> <p>○問い合わせ対応 住民等からの問合せ対応</p>
モニタリング	<p>○緊急時モニタリングの準備</p> <p>事態の進展に備えた緊急時環境放射線モニタリング体制の構築</p>
防護措置	<p>※傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など（以下「災害時要援護者等」という。）及び園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）については、屋内退避の準備。</p>

(2) 施設敷地緊急事態（特定事象）

体制整備	<p>○要員参集（第2非常配備）</p> <p>町長、副町長、教育長、消防組合ニセコ支署長、各管理職各担当部署の全職員</p> <p>○情報収集、連絡体制</p> <p>事故情報、モニタリング情報、気象情報等の収集 行政区域内情報の収集、町内巡視及び応急対策 国・道・電力事業者・関係町村、庁内各課との連絡体制の継続</p> <p>○現地事故連絡対策会議への職員派遣</p>
情報提供	<p>○住民等への情報伝達</p> <p>事故情報及び今後の進展状況の広報による住民等へ注意喚起</p> <p>○問い合わせ対応</p> <p>住民等からの問合せ対応</p>
モニタリング	<p>○緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時環境放射線モニタリングの実施</p>
防護措置	<p>○【原則、屋内退避の準備】</p> <p>※災害時要援護者等及び生徒等については、全面緊急事態以前に屋内退避の完了を目指す</p>

(3) 全面緊急事態（原子力緊急事態）

体制整備	<p>○要員参集（第3非常配備）</p> <p>町長、副町長、教育長、消防組合ニセコ支署長、各管理職各担当部署の全職員</p> <p>○情報収集、連絡体制の維持</p> <p>事故情報、モニタリング情報、気象情報等の収集 行政区域内情報の収集、避難誘導及び応急対策 国・道・電力事業者・関係町村、庁内各課との連絡体制の継続</p> <p>○原子力災害合同対策協議会への職員の出席</p> <p>○国及び道への応援要請</p>
情報提供	<p>○住民等への情報伝達</p>

	事故情報及び避難等の誘導情報を第4章第1節に定める手段により広報する ○問い合わせ対応 住民等からの問合せ対応
モニタリング	○緊急時モニタリングの実施 緊急時環境放射線モニタリングの実施
防護措置	○【原則、屋内退避の実施】 ○【安定ヨウ素剤の服用準備として、住民等へ配布する】 ○【OILに基づく防護措置として、避難、一時移転、体表面除染の準備】 ※事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様に避難等の指示をする必要がある

## 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

放射性物質による汚染状況の把握は、道が行う緊急時モニタリングから得られたすべての値を常時把握するとともに、風向、風速、大気安定度等、放射能による影響推定に必要な気象状況についても、道などから常時収集する。

なお、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と防護措置については、別添2（27ページ）のとおり。

区分	情報提供	モニタリング	防護措置	
OIL	OIL1	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	OIL4	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施
	OIL2	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
	OIL6	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

#### 第4節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定めたEAL及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、ニセコ町原子力災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）又はニセコ町原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

なお、本部長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

本部長は、国又は道から、住民等に対する屋内退避又は避難等のための立ち退きの勧告や指示の連絡があった時は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、防護対策を迅速かつ的確に実施する。

また、本部長は、具体的な退避等の方法については、道と調整のうえ、原子力災害又は自然災害も含めた複合災害の状況を勘案して決定する。特に冬期間において退避等を決定する際には、本町の集落形態が広域分散型であり、少子高齢化が進む集落の現状を踏まえ、次の点に配慮する。

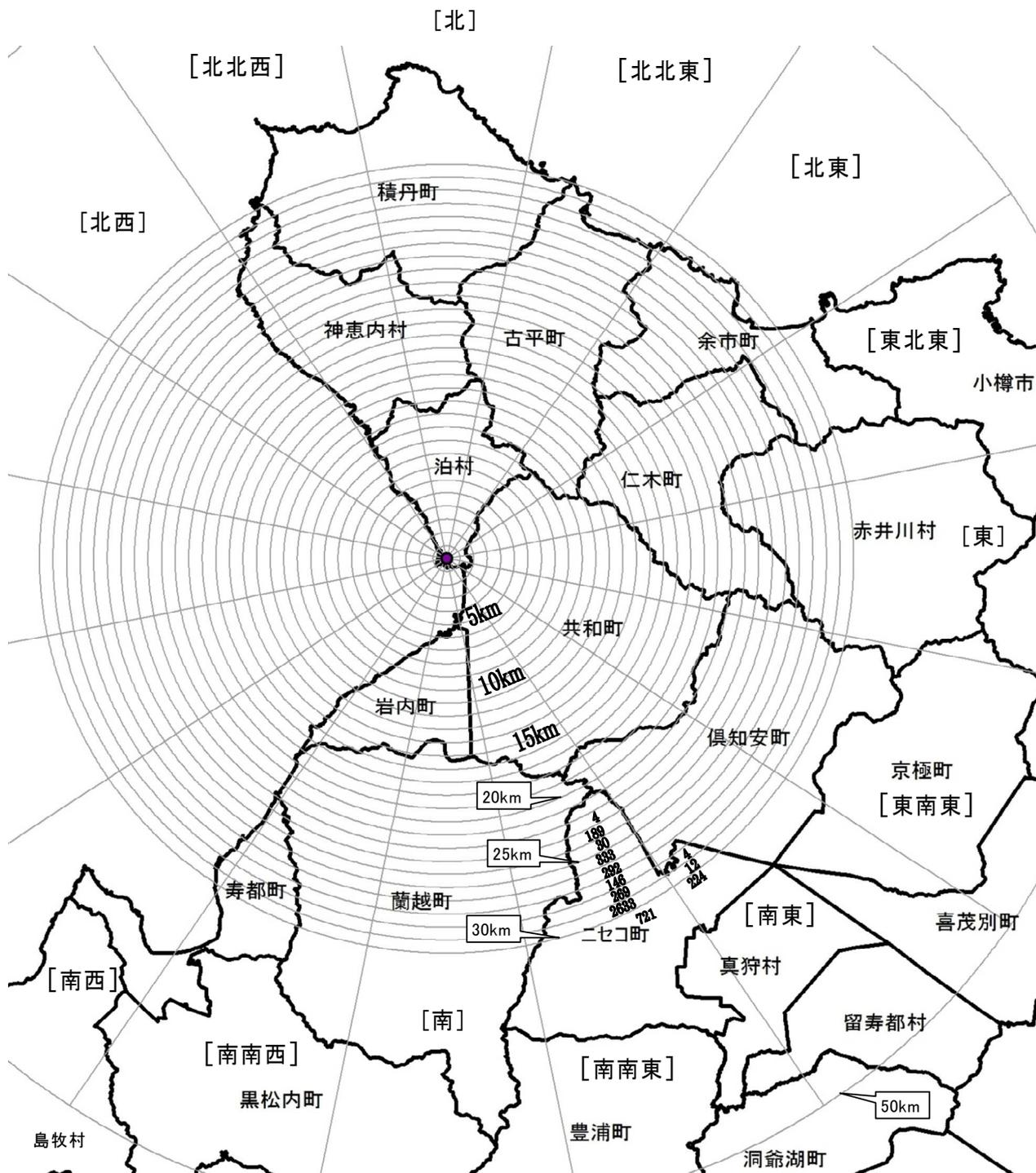
- 退避所・避難所及び集合場所への集合を円滑に実施するために必要な除雪
- 退避所又は避難所の暖房

#### 第5節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図1-1、表1-1で示すとおり。（本町は、全域を原子力災害対策を重点的に実施すべき区域）

# 図1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況(UPZ)

平成25年12月31日現在



区分	南東	南南東	合計
21~30	16	3,896	3,912
<b>30km圏</b>	<b>16</b>	<b>3,896</b>	<b>3,912</b>
30超	224	721	945
<b>町計</b>	<b>240</b>	<b>4,617</b>	<b>4,857</b>

表 1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況

地区名	方位	距離(km)	集落名	世帯数	人口(人)
アンヌプリ地区	南南東	23~25	温泉	35	49
			モイワ	25	48
			ペンション村	54	103
			計	114	200
ニセコ地区	南南東	24~30	尾の上	32	87
			藤山	40	97
			ニセコ	13	32
			計	85	216
曾我地区	南南東	25~29	ふよう会	28	58
			西山	17	48
			滝台	17	35
			東山	75	170
			東山ペンション村	111	153
			北栄	82	169
計	330	633			
西部地区	南南東	28~30超	西富	24	49
			みずほ	10	29
			昆布	9	26
			桂	11	24
			計	54	128
中央地区	南南東	29~30	中央 1	7	14
			中央 2	21	47
			中央 3	2	4
			中央 4	24	64
			中央 5	16	28
			中央 6	28	57
			中央 7	26	37
			計	124	251
有島地区	南南東	29~30超	有島	34	79
			有島 1	50	61
	南南東	30~30超	有島 2	39	86
			有島 3	20	42
			ニセコハイツ	50	50
計	193	318			
羊蹄地区	南東	29~30超	羊蹄	4	9
			羊蹄 1	3	4
			計	7	13
近藤地区	南南東	30超	光荣	36	86
			共栄	53	119
	南南東	30超	東	56	129
			豊里	24	55
			計	169	389

平成25年12月31日現在

地区名	方位	距離(km)	集落名	世帯数	人口(人)
元町地区	南南東	30~30超	松岡	20	52
			元町	19	40
			新興	42	77
			計	81	169
市街地区	南南東	30	本通 1	64	133
			本通 2	39	79
			本通 3	19	48
			本通 4	44	97
			本通 5	64	142
			本通 6	55	111
			本通 7	67	167
			本通 8	19	37
			本通 9	27	59
			本通 10	34	67
			本通 11	27	54
			富士見	21	41
			富士見団地	37	76
			本通団地	96	188
			有島団地	76	106
			新有島団地	32	80
			羊蹄団地	77	145
しらかば	55	105			
望羊団地	75	190			
さくら	66	179			
計	994	2,104			
里見地区	南南東	30~30超	別太	9	28
			里見	24	49
			富丘	11	24
			計	44	101
宮田地区	南南東	29~30超	富川	11	35
			宮田	23	68
			小花井	14	28
			黒川	15	41
			計	63	172
福井地区	南南東	29~30超	板谷	6	13
			福井	38	86
			相馬	28	64
			計	72	163
合 計				2,330	4,857

## 第6節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、災害時要援護者等を把握するとともに、集合場所、避難所、コンクリート屋内退避施設を定め、職員の中から次の責任者をあらかじめ指定する。

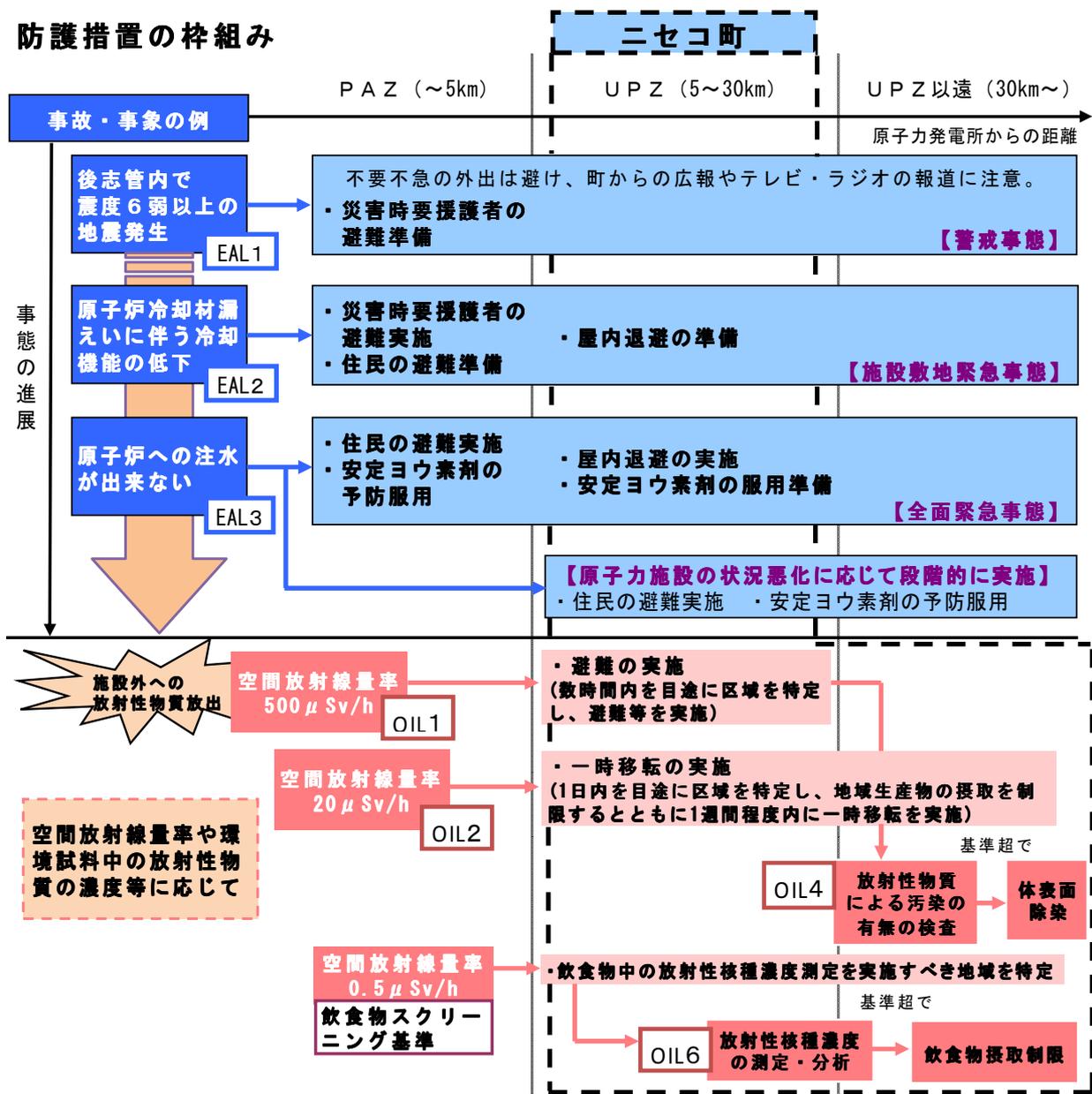
(表4-1、表4-2参照、28~30ページ)

- ・コンクリート屋内退避の場合  
退避誘導責任者及び退避所責任者
- ・避難の場合  
避難誘導責任者及び避難所責任者

また、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）は、バス等による輸送、鉄道輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、町は、住民等の自家用車等の使用について、可能な限り避難予定者を把握するとともに、災害時要援護者等についても搬送手段の把握に努める。

なお、スクリーニング及び除染に関しては、道緊急被ばく医療活動実施要領に基づき、事前に道と実施手順等を確認する。

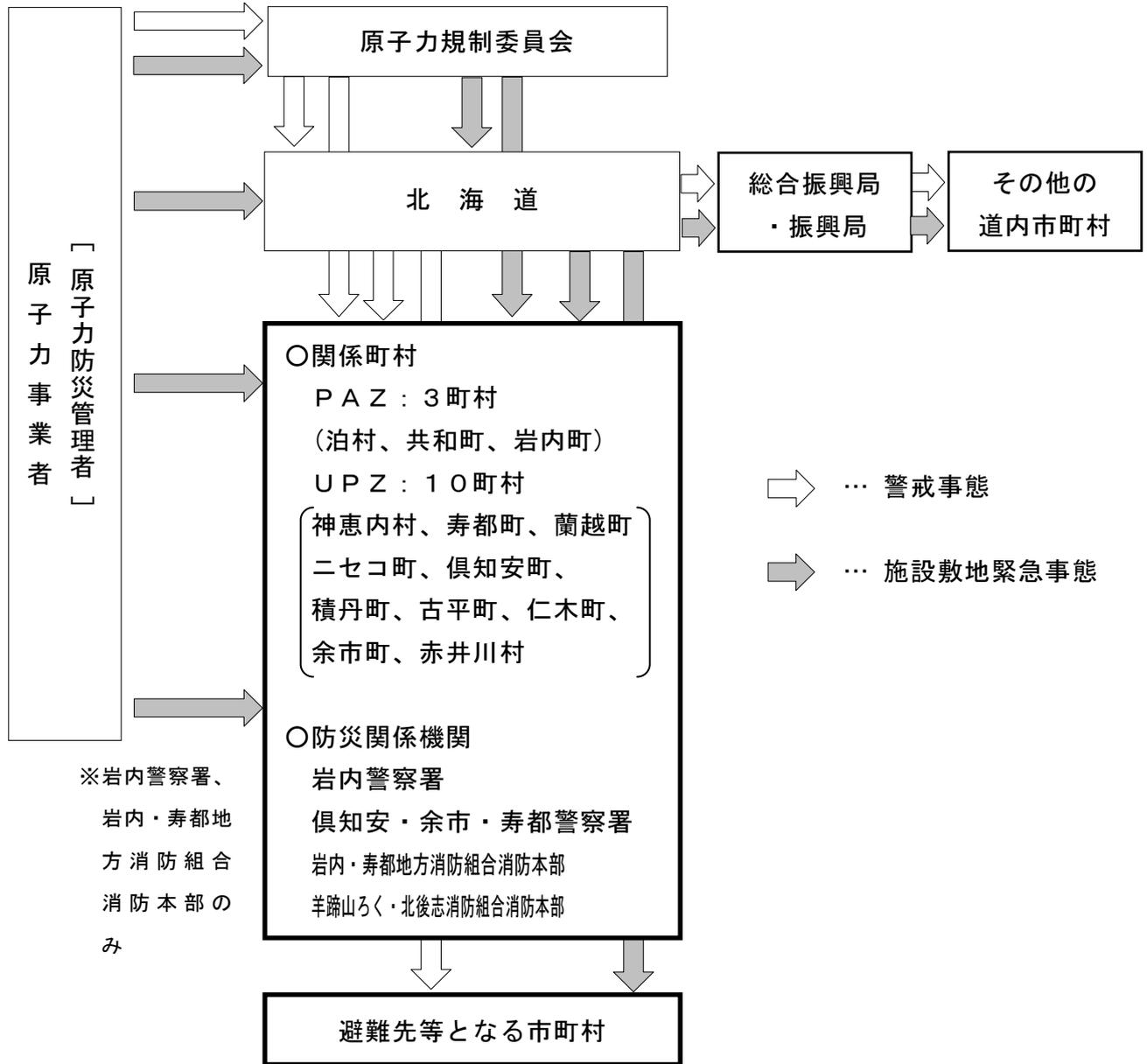
### 防護措置の枠組み



### 第3章 緊急事態における配備体制

#### 第1節 事故発生通報の流れ

##### 1 緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制



##### 2 通報連絡手段

- ア 原子力事業者 一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話
  - イ 原子力規制委員会（原子力規制事務所） NWスピーカー、NW FAX
  - ウ 北海道・後志総合振興局 NW通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話
  - エ 関係町村間 NW通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話
  - オ 関係機関間 一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話
- ※ NW=ネットワーク

## 第2節 各事態における応急活動の内容

区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
初期レベル	第1非常配備体制	連絡会議の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域政策部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整</li> </ul> <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報の収集管理</li> <li>・緊急時モニタリング情報、気象情報</li> </ul> <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等情報に係る広報及び準備</li> <li>・住民等からの問い合わせ対応</li> </ul> <p>[防護措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等、生徒等の屋内退避の準備</li> </ul>
警戒レベル 〔原災法10条〕	第2非常配備体制	警戒本部の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道及び原子力事業者等との連絡調整</li> <li>・現地事故対策連絡会議への参画</li> <li>・国への専門家の派遣要請</li> </ul> <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報の収集管理</li> <li>・緊急時モニタリング情報、気象情報</li> </ul> <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等情報に係る広報</li> <li>・住民等相談窓口の設置、運営</li> <li>・報道機関との相互協力</li> </ul> <p>[緊急時モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）</li> </ul> <p>[防護措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避の準備（コンクリート屋内退避所開設の準備）</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布準備</li> <li>・災害時要援護者等、生徒等の屋内退避の実施</li> </ul>
緊急事態レベル 〔原災法15条〕	第3非常配備体制	災害対策本部の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道及び原子力事業者等との連絡調整</li> <li>・道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画</li> <li>・国、道への必要な協力の要請等</li> </ul> <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報の収集管理</li> <li>・緊急時モニタリング情報、気象情報</li> </ul> <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等情報に係る広報</li> <li>・住民等相談窓口の運営</li> <li>・報道機関との相互協力</li> </ul> <p>[緊急時モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）</li> </ul> <p>[防護措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避の実施（コンクリート屋内退避所開設、住民等の受入）</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布、服用</li> </ul>

## 第4章 広報及び指示伝達

### 第1節 伝達手段

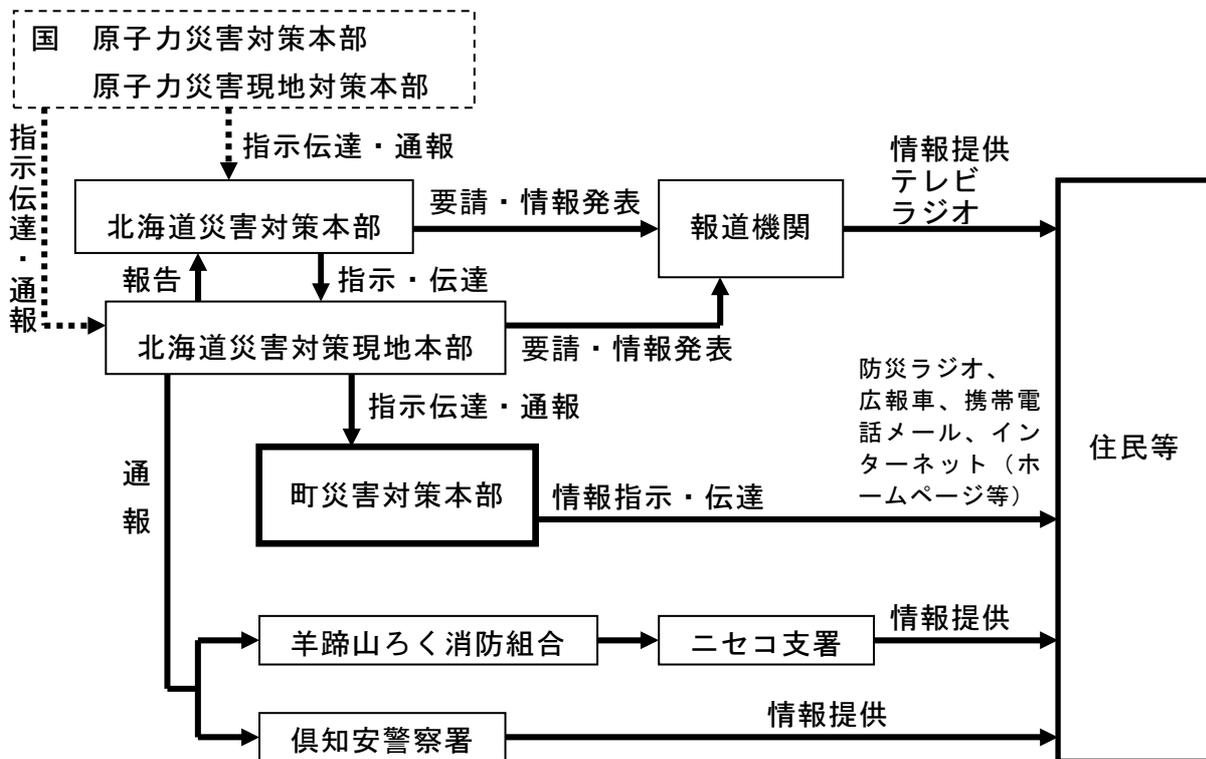
住民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) コミュニティFM（防災ラジオ）による緊急放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（そよかぜメール、緊急速報エリアメール等）
- (5) インターネットを活用した広報（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック）

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達する。

### 第2節 伝達経路

住民等に対する広報及び指示伝達系統図



### 第3節 伝達内容

町が行う住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

## 第5章 屋内退避

### 第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング情報を的確に把握するなど、総合的かつ迅速に判断しなければならない。

### 第2節 屋内退避の指示等

#### 1 屋内退避の指示等

- (1) 本部長は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関（俱知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに協力を要請する。
- (2) 本部長は、住民等の屋内退避に際して、次の事項を指示する。
  - ア 住民等は、原則として屋内にとどまること。
  - イ 外出者は、速やかに帰宅すること。
  - ウ 直ちに帰宅が困難な場合は、最寄りの公共施設等（コンクリート屋内退避施設）に退避すること。
  - エ PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。
- (3) 本部長は、第4章第1節に定める広報手段を用いて、災害の現況、気象などを含めた今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (4) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知する。
- (5) 本部長は、町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全に屋内退避させる。

#### 2 屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) すべての窓、換気口、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備等を停止し、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、防災ラジオ、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取しても差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は、洗顔、手洗い及びうがいを励行すること。なお、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をすること。
- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に備え必要なものを用意する

こと。

- (8) うわさや憶測に流されず、本部からの指示に従うこと。
- (9) 飼育動物（産業動物、愛玩動物）についても、可能な限り屋内退避させること。

### 3 屋内退避の解除がなされたときの措置

本部長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示する。

- (1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災ラジオ、広報車、緊急速報メール、インターネット等による本部からの指示伝達に留意すること。
- (2) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
- (3) 本部から直接又は行政推進員等を通じて配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は行政推進員等を通じて町に提出すること。

## 第3節 コンクリート屋内退避の指示等

コンクリート屋内退避については、自然災害により家屋が損傷し屋内退避ができない住民や自家用車等の移動手段を持たない住民並びに、特段の理由により長時間にわたりOILに基づく屋内退避の指示等が出された以降も避難ができない住民等を対象に、避難が可能となるまでの間実施する。表4-1・表4-2に示すコンクリート屋内退避所（以下「退避所」という。）のうち、民間施設においては、施設利用客が多数で利用できない場合は、他の公共施設等の避難所に変更する。

### 1 コンクリート屋内退避の指示等

- (1) 本部長は、コンクリート屋内退避を決定したときは、防災関係機関（倶知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対しては、第4章第1節に定める広報手段を用いてコンクリート屋内退避を指示する。また、コンクリート屋内退避に当たって自家用車等の使用を指示する場合は、あらかじめ駐車場を周辺に確保する。
- (2) 本部長は、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮して退避所を指定し、職員を派遣して退避者の保護に当たらせる。この場合において、退避は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合は、別に定めるルールにより、本部からの指示に従って使用する。また、退避は、職員、消防職（団）員及び警察官の誘導のもとに実施する。
- (3) 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するにあたって、自力で退避できない傷病者等及び災害時要援護者等については、ニセコ町災害時要援護者避難支援プラン（以下「要援護者避難支援プラン」という。）に基づくなど、特に配慮する。
- (4) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要に情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知する。
- (5) 本部長は、コンクリート屋内退避地区内の住民等の退避の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行う。
- (6) 本部長は、町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全にコンクリート屋内退避

させる。

- (7) 本部長は、医療機関、福祉施設等要援護者関連施設の入居者のコンクリート屋内退避については、施設管理者と連携しながら行い、退避所での健康管理に十分配慮する。

## 2 コンクリート屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、コンクリート屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に備え必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス、水道（冬期間）の元栓を止めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (6) 隣人にも退避の指示を確認すること。

## 3 退避誘導責任者のとるべき措置

- (1) 退避誘導責任者は、本部からコンクリート屋内退避の指示があった場合は、集合場所等へ速やかに移動し、退避者の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段を確保するなど、万全の体制を整える。
- (2) 退避誘導責任者は、集合場所等において、行政推進員等の協力を得て、住民等の確認を行い、本部長が指示した車両に乗車させる。
- (3) 退避の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図る。
- (4) 住民等の退避の誘導が終了した場合は、退避所において退避所責任者が実施する救護活動等に協力する。

## 4 退避所責任者がとるべき措置

- (1) 退避所責任者は、本部から退避所開設の指示があった場合は、直ちに退避所の開設を行い、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに緊急医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 退避所責任者は、住民等に対し被災地住民登録票を配布し、災害発生直後の行動等必要な事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて説明する。
- (3) 退避所責任者は、被災地住民登録票の配布を行った場合は、次の事項を処理する。
  - ア 退避を行った地区名、世帯数、人員等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
  - イ 常に本部との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
  - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切に指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
  - エ 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
  - オ 退避所及び住民等の衛生の確保に努めること。

## 5 住民等の留意事項

- (1) 集合場所及び退避所において相互に扶助協力するとともに、退避誘導責任者及び退避所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 道が必要に応じて実施する緊急被ばく医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民登録票の記載に当たって、退避誘導責任者及び退避所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

## 6 コンクリート屋内退避の解除がなされたときの措置

- (1) 退避所責任者は、本部から退避の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示する。
  - ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災ラジオ、広報車、緊急速報メール、インターネット等による本部からの指示伝達に留意すること。
  - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
  - ウ 退避誘導責任者又は退避所責任者から配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は行政推進員等を通じて町に提出すること。
- (2) 退避所責任者は、退避所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い退避所の管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告する。
- (3) 町は、必要に応じて、災害時要援護者等の帰宅支援を行う。

## 第6章 避難等

### 第1節 避難等の指示基準

本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、本部長において、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング情報を把握するなど、避難が必要と判断されるときは、速やかに国及び道と協議する。

### 第2節 避難先等

#### 1 避難等の準備

本部長は、原子力緊急事態宣言発出後、又は国、道の指示等及び独自の判断により、防護対策区域内における避難等の準備を行う。

#### 2 避難等の指示等

- (1) 本部長は、避難等を決定したときは、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受入の準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等の施設管理者と受け入れ態勢に関する調整を図る。

なお、旅館又はホテル等へ避難等をするまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に避難所の設置準備、避難者の受入準備を要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護に当たらせる。

- (2) 避難に使用する主要道路は、表5-1、図5-1のとおりとする。

なお、災害や積雪により主要道路が使用困難な場合は、本部長において代替避難経路を決定する。

表5-1 広域避難先及び避難経路一覧

事前に調整された広域避難先	札幌市白石区 札幌市厚別区
広域避難先への主要避難経路	道央自動車道 国道5号 国道230号 道道66号

図5-1 避難道路及び広域避難所位置図



- (3) 本部長は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対しては、第4章第1節に定める広報手段を用いて避難等を指示する。
- (4) 本部長は、住民等に対する避難等の措置の実施について、次により行う。
  - ア 避難等のための集合場所、避難所及び避難経路を決定すること。
  - イ 住民等に対して地区ごとの集合場所、又は避難所に集合するよう指示すること。
  - ウ 本部の手配した車両又は自家用車等により、住民等を避難所に移動すること。
- (5) 本部長は、住民等に対し避難等を指示するときは、集合場所、避難所を指定し、職員等を派遣して避難者の保護に当たらせる。この場合において、住民等の集合は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合はあらかじめ定められたルールにより、本部からの指示に従って使用する。また、避難は職員、消防職（団）員又は警察官の誘導のもとに実施する。
- (6) 本部長は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない傷病者及び災害時要援護者等については、要援護者避難支援プランに基づくなど、特に留意する。
- (7) 本部長は、集合場所から避難所への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう必要な車両等の確保に努める。なお、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、道及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施する。

また、車両が不足した場合は、避難を必要とする地区内の乗用自動車の所有者等の協力を受ける。
- (8) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知する。
- (9) 本部長は、避難地区内の住民等の避難等の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行う。
- (10) 本部長は、町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全に避難させる。
- (11) 本部長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮する。
- (12) 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮する。

### 3 避難等に関する住民等への指示事項

本部長は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス、水道（冬期間）などの元栓を閉めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

- (6) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (7) 自家用車等により避難等を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- (8) 集合場所から避難所までは、本部が手配した車両等により移動すること。

#### 4 避難誘導責任者のとるべき措置

- (1) 避難誘導責任者は、本部から避難等の指示があった場合は、集合場所等へ速やかに移動し、住民等の保護・確認をできるように、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 避難誘導責任者は、集合場所において、行政推進員等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両等に乗車させる。
- (3) 避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図る。
- (4) 避難は、災害時要援護者等及び生徒等を優先的に行う。
- (5) 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示する。
- (6) 避難誘導責任者は、次の事項を処理する。
  - ア 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部に報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
  - イ 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
  - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、災害時要援護者等の要求の把握に努めること。
  - エ 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
  - オ 集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (7) 住民等の避難等の誘導が終了した場合は、住民等と同様に避難等を行い、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力する。

#### 5 避難所責任者のとるべき措置

- (1) 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所に速やかに移動し、避難所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるように、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する緊急被ばく医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民等に配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を処理する。
  - ア 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部に報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

- イ 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
- エ 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
- オ 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

## 6 住民等の留意事項

- (1) 集合場所・避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 道が必要に応じて実施する緊急被ばく医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、正確に記載する。

## 7 避難等の解除がなされたときの措置

- (1) 避難所責任者は、本部から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示する。
  - ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び有効な通信手段による本部からの指示伝達に留意すること。
  - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
  - ウ 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は行政推進員等を通じて町に提出すること。
- (2) 避難所責任者は、本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該地区の集合場所等に輸送するとともに、必要に応じて、災害時要援護者等の帰宅支援を行う。
- (3) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告する。

### 第3節 災害時要援護者等及び生徒等への対応

#### 1 学校や幼児センターの生徒等

学校や幼児センターの生徒等の在学時に災害が発生した場合は、原則、下校させる。

ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。なお、生徒等が学校施設等に退避中に避難指示があった場合は、町が用意したバス等又は、国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

#### 2 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

バス等による避難が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又はコンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行う。

#### 3 在宅介護高齢者、障がい者

自家用車やバス等による避難が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、コンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行う。

#### 4 外国人

災害情報や避難等の防護措置情報について、主要な外国語を用いて防災ラジオ、緊急エリアメール、インターネット等を活用して広報する。

### 第4節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等と協力して適切な情報提供に努め、早期の帰宅を求めることとし、早期帰宅が困難な場合は、コンクリート屋内退避施設等への避難を促す。

## 第7章 安定ヨウ素剤の服用

本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

なお、安定ヨウ素剤の配布方法等の詳細については、道が定める実施要領等が策定された後に記載する。

## 第8章 飲食物の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

## 第9章 救急医療体制

初期被ばく医療機関であるJA北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応する。

## 第10章 地域特性の考慮

この退避等措置計画には、これまでの章で、原子力災害時における屋内退避や避難について、全国すべてに共通する事項に関し基本的な考え方や対応・対策を記述している。

この計画を実践的で実効性あるものにするためには、以上の共通の基本事項を踏まえつつ、地域のおかれた環境など特有な状況を考慮する必要がある。

この計画を策定するにあたって調査検討してきた、次の項目の視点を含めた内容を整理し、より具体的なかたちで反映させることとする。今後更に検討を続けながら計画の充実を目指していくこととする。

- 1 住民等の生命と身体を守るため、災害関連死ゼロ、被ばくゼロを目標として目指すこと。
- 2 地域の地理的・地形的な特徴、気象、交通・道路事情、住民の住居分布・居住形態、村落・コミュニティの生活実態などの特徴及び実情を反映させること。
- 3 災害時の対応は、通信回線の故障、情報が適宜に入らない、悪天候により避難が困難な場合なども想定し、町独自に事故の状況を判断し、住民等が安全に屋内退避や避難ができる体制を整えること。
- 4 次の項目について事前に準備するなど、災害時の対応に万全を期すこと。
  - (1) 災害時の情報の収集と通信手段の確保、周辺町村等との連絡体制の確立を図り、情報を基にした環境モニタリング実施と住民に対する迅速な情報提供活動。
  - (2) 災害時の対策本部の配置計画、気象や道路状況の判断基準、避難方向や避難路の選択、交通手段、避難状況の把握方法等の確立。
  - (3) 日常的な住民のコミュニケーション活性化による地域活動の促進。
  - (4) 原子力災害、放射線の危険性、被ばく回避方法などについて、理解を深めるための学習会・講演会・研修会などの実施及び住民向け冊子の発行。
  - (5) 住民参加による地域ぐるみの避難訓練の実施。
  - (6) 災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦）、児童生徒、病院、介護施設など、援助を必要とする住民に対する特別の配慮。
  - (7) 細胞分裂が活発な胎児、乳児、幼児、子どもが、大人に比べ放射線に何倍も敏感であること、それゆえに特別の防護措置が重要であること。
  - (8) 住民の要望、宿泊や観光など一時滞在施設の意見などの反映。
- 5 町独自の避難等の判断は、町長の決断によることから、町職員向けマニュアルと共に町長向けマニュアルを別途作成し、1年に1回以上の学習会などを通じて、退避等措置計画の内容を理解し、実践できるように徹底すること。
- 6 町独自の避難等の判断基準の詳細は別途定めること。
- 7 この章の内容については、必要に応じて本編計画とともに見直すとともに、新たな知見や最新の情報を反映できるよう継続的に改善に努めること。

※ 当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分とEAL」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

**緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて**

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL（警戒事象）	
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部を喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
緊急事態区分における措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL（原災法第10条の特定事象通報）

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が  
 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用  
 原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継  
 続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上  
 継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合に  
 おいて、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に  
 異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設  
 の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機  
 能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される  
 上昇率を超えること。
- ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を  
 使用すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の  
 障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障  
 壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基  
 準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射  
 線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備え  
 た防災措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分に  
おける措置の概要

PAZ内の住民等の避難準備及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL（原災法第15条の原子力緊急事態宣言）

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却材装置による当該原子炉への注水ができないこと。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。
- ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
- ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
- ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民避難を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分における措置の概要

PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※ 当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

### OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準値を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組織が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

表 4-1 コンクリート屋内退避及び避難に関する資料

平成25年12月31日現在 No.1

位置		集 落 名	世 帯 人 口							コンクリート屋内退避			避 難									
方 位	距 離 番 号		世 帯 数	人 口						退 避 所 (退避集合場所)			集 合 場 所			避 難 所			広域避難			
				総 数	再 掲								名 称	所 在 地	収容能力(人)	名 称	所 在 地	収容能力(人)	避 難 方法	避 難 経 路	名 称	所 在 地
南南東	23	アンヌブリ地区	3	4	0	0	0	0	0	ホテルニセコ いこいの 村	字ニセコ 473	150										
南南東	24	アンヌブリ地区	106	187	8	17	0	19	1													
南南東	25	アンヌブリ地区	5	9	0	1	0	0	0													
小 計			114	200	8	18	0	19	1													
南南東	27	曾我地区	2	10	0	4	0	0	0	曾我活性化 センター	字曾我 127-1	91	曾我活性化 センター	字曾我 127-1	91							
南南東	28	曾我地区	22	52	0	6	0	0	2													
南南東	29	曾我地区	10	21	0	2	0	0	1													
小 計			34	83	0	12	0	0	3													
南南東	25	曾我地区	5	11	1	2	0	1	0	ザ・グリーン ンリーフ・ ニセコピ レッジ	字東山	592	ザ・グリーン ンリーフ・ ニセコピ レッジ	字東山	592							
南南東	26	曾我地区	164	240	16	15	1	85	1													
南南東	27	曾我地区	96	234	22	36	2	18	0													
南南東	28	曾我地区	3	7	0	1	0	0	0													
小 計			268	492	39	54	3	104	1													
南南東	24	ニセコ地区	1	2	0	0	0	0	0	ニセコ小学 校	字富士見 12	596	ニセコ小学 校	字富士見 12	596							
南南東	25	ニセコ地区	5	10	0	0	0	1	0													
南南東	26	ニセコ地区	35	93	8	9	1	2	0													
南南東	27	ニセコ地区	17	48	1	10	0	0	0													
南南東	28	ニセコ地区	17	38	4	2	0	0	1													
南南東	29	ニセコ地区	8	18	0	1	1	0	0													
南南東	30	ニセコ地区	2	7	1	0	0	0	0													
南南東	29	曾我地区	28	58	3	6	0	0	4													
南南東	30	市街地区	134	304	12	36	1	0	11													
小 計			247	578	29	64	3	3	16													
南南東	28	西部地区	24	49	0	5	0	0	2	ニセコ中学 校	字富士見 143	732	ニセコ中学 校	字富士見 143	732							
南南東	29	西部地区	8	26	0	0	1	0	0													
南南東	30	西部地区	11	29	2	2	0	0	2													
南南東	30超	西部地区	11	24	0	0	0	0	1													
南南東	29	福井地区	10	27	0	6	0	0	0													
南南東	30	福井地区	19	34	0	0	0	0	1													
南南東	30超	福井地区	43	102	10	6	2	1	3													
南南東	29	宮田地区	2	6	2	0	0	0	0													



表4-2 退避所（避難所）責任者及び避難誘導責任者

平成25年12月31日現在

方位	距離 番号 km	施設名	電話番号	給食 施設の 有無	対象地区 又は集落名	対象地 区人口	退避所責任者	避難所 責任者	避難（退避）誘導 責任者				
南南東	23～ 25	ホテルニセコいこいの村	58-3111	有	アンヌプリ地区	200	町長が指名する者①		民生班長が指名する者①				
南南東	25～ 29	曾我活性化センター	—	有	曾我地区の西山、滝台	83	町長が指名する者②		民生班長が指名する者②				
南南東	25～ 28	ザ・グリーンリーフ・ニセコビレッジ	44-3311	有	曾我地区の東山、東山P村、北栄	492	町長が指名する者③		民生班長が指名する者③				
南南東	24～ 30	ニセコ小学校	44-2252	有	ニセコ地区、曾我地区のふよう会、市街地区の本通7～9、富士見	578	町長が指名する者④		民生班長が指名する者④				
南南東	28～ 30超	ニセコ中学校	44-2321	有	西部地区、福井地区、宮田地区、元町地区	632	町長が指名する者⑤		民生班長が指名する者⑤				
南南東	29～ 30	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	44-1100	有	中央地区	251	町長が指名する者⑥		民生班長が指名する者⑥				
南南東	28～ 30超	有島アートギャラリー	44-3245	有	有島地区の有島、有島1～2、羊蹄地区	239	町長が指名する者⑦		民生班長が指名する者⑦				
南東	29～ 30超												
南南東	30	ニセコ町ディサービスセンター	44-1950	有	有島地区の有島3、ニセコハイツ	92	町長が指名する者⑧		民生班長が指名する者⑧				
南東	30												
南南東	30	ニセコ高等学校	44-2224	有	市街地区の本通6、有島団地、望羊団地、さくら	586	町長が指名する者⑨		民生班長が指名する者⑨				
南南東	30	ニセコ町民センター	44-2234	有	市街地区の本通1～5	499	町長が指名する者⑩		民生班長が指名する者⑩				
南南東	30	ニセコ町総合体育館	44-2304	有	里見地区、市街地区の本通10～11、富士見団地、本通団地、新有島団地、羊蹄団地、しらかば	816	町長が指名する者⑪		民生班長が指名する者⑪				
南南東	30超	近藤小学校	44-2852	有	近藤地区	389	町長が指名する者⑫		民生班長が指名する者⑫				
南東	30超												
		12施設				4,857							
南南東	23～ 25	札幌市 白石区 厚別区			アンヌプリ地区	(200)	町長が指名する者①	避難誘導 責任者	民生班長が指名する者①				
南南東	25～ 29				曾我地区	(575)			町長が指名する者②	民生班長が指名する者②			
南南東	24～ 30				ニセコ地区、曾我地区、市街地区	(578)			町長が指名する者③	民生班長が指名する者③			
南南東	28～ 30超				西部地区、福井地区、宮田地区、元町地区	(632)			町長が指名する者④	民生班長が指名する者④			
南南東	29～ 30				中央地区	(251)			町長が指名する者⑤	民生班長が指名する者⑤			
南南東	28～ 30超				有島地区、羊蹄地区	(331)			町長が指名する者⑥	民生班長が指名する者⑥			
南東	30～ 30超				市街地区	(586)			町長が指名する者⑦	民生班長が指名する者⑦			
南南東	30				市街地区	(499)			町長が指名する者⑧	民生班長が指名する者⑧			
南南東	30				里見地区、市街地区	(816)			町長が指名する者⑨	民生班長が指名する者⑨			
南南東	30超				近藤地区	(389)			町長が指名する者⑩	民生班長が指名する者⑩			
南東	30超									(4,857)			

## 1 関係法令

### (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号、平成25年6月21日一部改正）

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする日本の法律。

### (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、平成25年6月21日一部改正）

原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もつて原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする日本の法律。

## 2 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

### ◇ 災害対策基本法第5条第1項（地域防災計画）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

### ◇ 災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

### ◇ 原子力災害対策特別措置法第5条（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない

（注：災害対策基本法第4条第1項は都道府県の地域防災計画、第5条第1項は上記参照）

#### ◇ 原子力災害対策特別措置法第 10 条（原子力防災管理者の通報義務等）

第 10 条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

#### ◇ 原子力災害対策特別措置法第 15 条（原子力緊急事態宣言等）

第 15 条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第 3 項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- (1) 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- (1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
  - (2) 原子力緊急事態の概要
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第 1 号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 6 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

### 3 用語の説明

用語等	説明
安定ヨウ素剤	<p>放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果があり、体内に放射性ヨウ素を取り込んだ後、服用しても効果はない。</p>
屋内退避	<p>原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点がある。建屋の有する遮へい効果は木造よりもコンクリート造りが高い。有効な防護対策のためには屋内の気密性等が重要である。</p>
オフサイトセンター	<p>(緊急事態応急対策拠点施設)</p> <p>オフサイトセンターは、原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、都道府県、市町村などの関係機関などが一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設。現在全国で22カ所が指定されている。泊原子力発電所では、施設から2kmの場所にあるため移設することになり、現在、約10km離れた共和町役場の近くに建設中である。</p>
確定的影響	<p>大量の放射線を受けた結果現れる、目に見えやすい人体への影響。受けた放射線の量が多いほど症状が重くなるような障害。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を浴びた人には、同じような症状が現れる。確定的影響には、急性の骨髄障害(白血病)、胎児発生の障害(精神遅延、小頭症)、白内障などが含まれる。</p>
確率的影響	<p>低い線量の放射線を受けた結果現れる人体への影響で、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えると仮定されている。確定的影響のように、直ちに影響が出るわけではなく、個人差もある。白血病は約5年、乳がんは約10年後などに症状が現れるため、晩発性障害といわれている。がんなどの発症はほかの原因と区別し、被ばくと障害の因果関係を証明することが難しいため、放射線の影響はしばしば否定される。</p>
外部被ばく	<p>身体の外側から放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線)を受けることをいう。</p> <p>放射線を発生するものは、天然または人工の放射性核種、放射線発生装置(医療用のX線、各種加速器)などがある。原発事故の場合は、空気中に浮遊する放射性微粒子や地上に降下・沈着した放射性物質から被ばくする。</p>

用語等	説明
緊急被ばく医療	<p>原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難した住民、発災事業所従業員などを対象に、放射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置を行う。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築され、必要に応じて柔軟に使い分ける。被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う必要がある。</p>
警戒事態（警戒事象）	<p>後志管内で震度6弱以上の地震が発生した場合。  原子力施設で事故が発生し、その時点では公衆への放射線による影響やおそれが緊急なものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階。情報収集や緊急時モニタリングの準備、災害時要援護者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある。</p>
原子力災害	<p>原子力災害特別措置法では、原子力緊急事態により国民の生命、身体及び財産に生じる被害。</p>
原子力緊急事態	<p>原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態。</p>
原子力災害対策指針	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるもので、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。この目的を達成するため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の視点に立った防災計画を策定すること。</li> <li>・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。</li> <li>・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。</li> </ul>

用語等	説明
コンクリート屋内退避	<p>原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。</p>
施設敷地緊急事態 (原災法第 10 条に基づく特定事象)	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化と、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、災害時要援護者等を対象とした避難を実施しなければならない。</p>
シーベルト (記号は Sv)	<p>人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類によって人体が受ける影響が異なるため、それを考慮して決められる被ばく量を表わす。等価線量も参照。日本人が自然界から受ける放射線量は、年間一人当たり平均 1.5mSv 程度 (世界平均 2.4mSv)。 単位は、1Sv(シーベルト) = 1,000mSv(ミリシーベルト) = 1,000,000μSv(マイクロシーベルト)、1mSv = 1,000μSv</p>
実効線量	<p>人体が放射線を受けた時の影響は、臓器や組織によって感受性が異なるため、それを考慮し、臓器ごと組織ごとの影響(シーベルトにある計数をかけた値)をすべて足し合わせ、全身が被ばくしたとして求めた、被ばくの影響を表す量。</p>
除染	<p>身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。</p>
スクリーニング	<p>原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふり分けを実施すること。スクリーニングは、初期被ばく医療の段階で行い、スクリーニングを実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者に対しては、救護所要員による応急の除染が行われる。残存汚染があるもの、また医療処置が特に必要と認めるものについては、二次被ばく医療施設に転送される。</p>

用語等	説明
<p>全面緊急事態 (原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言)</p>	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様に避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>
<p>等価線量</p>	<p>人体の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器が受けた吸収線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv)。</p>
<p>内部被ばく</p>	<p>身体内に取込んだ放射性物質からの放射線により臓器や組織が被ばくすること。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気の吸入摂取、水、食物など経口摂取、皮膚表面からの経皮吸収がある。体内に取込まれた放射性物質は種類により、長期にとどまるものと短期に排出されるものがある。例えば、甲状腺にはヨウ素が、骨にはストロンチウムが蓄積されるなど。</p>
<p>ベクレル (記号は Bq)</p>	<p>放射能の量を表す単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。</p>
<p>放射性物質</p>	<p>放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子（放射性核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。</p>
<p>放射線</p>	<p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。</p>
<p>モニタリング</p>	<p>本計画では、原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時環境放射線モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時環境放射線モニタリングがある。</p>
<p>予測線量</p>	<p>放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等をもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。</p>

用語等	説明
EAL	<p>(Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)</p> <p>原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを観測ないし推測し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる段階(レベル)。観測可能な基準と施設の状態について事前に定められている。</p>
OIL	<p>(Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)</p> <p>防護措置導入の判断に用いられる観測値などより求めた段階(レベル)。</p> <p>OIL は、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路(外部、吸入、摂取)等を仮定して、包括的判断基準(個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表わされる判断基準)に相当する計測可能な値として導き出される。OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が用いられる。</p>
PAZ	<p>(Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)</p> <p>福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。急速に進展する事故を考慮し、人体への重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域をいう。「原子力施設から概ね 5km」の範囲をめやすとしている。</p>
UPZ	<p>(Urgent Protective Action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)</p> <p>福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。「原子力施設から概ね 30km」の範囲をめやすとしている。</p>

沿 革 平成26年3月7日 策定

**ニセコ町地域防災計画  
(原子力防災計画編)  
退避等措置計画**

**発 行**

平成26年3月

**発 行 人**

ニセコ町

**(事務局)**

ニセコ町 総務課

**問い合わせ先：原子力防災対策グループ**

電話：0136-44-2121

FAX：0136-44-3500